証券取引等監視委員会

Securities and Exchange Surveillance Commission

SESC

"for investors, with investors"

2025（令和7）年6月発行

"for investors, with investors"

証券取引等監視委員会

目次

委員長からのメッセージ p.2

委員長及び委員の紹介 p.3

Ⅰ　組織・目的 p.4

Ⅱ　証券取引等監視委員会　中期活動方針（第11期：2023年～2025年） p.7

Ⅲ　証券取引等監視委員会の活動

－1　市場分析審査 p.8

－2　証券モニタリング p.9

－3　不公正取引の調査

①　取引調査 p.11

②　国際取引等調査 p.12

－4　開示検査 p.13

－5　犯則調査 p.15

Ⅳ　令和6年度の主な活動 p.16

Ⅴ　参考事例・計表 p.19

Ⅵ　証券取引等監視委員会ウェブサイト・公表物のご案内 p.34

委員長からのメッセージ

証券取引等監視委員会（以下、証券監視委）は、資本市場の公正性・透明性の確保と投資者保護の実現を使命として活動を続けており、令和４年12月に、第11期が発足いたしました。

証券監視委では、重大・悪質な事案に対する告発や法令違反事案に対する課徴金納付命令勧告・行政処分勧告等の実績を積み重ねるとともに、調査・検査を通じた市場監視を強化することを通じ、こうした使命を果たすべく取組みを進めています。

近年、デジタル化や国際化の進展等により市場の動きは速く大きなものとなっており、市場の仕組みや法制度も変化を重ねています。資産運用立国実現プランが策定され、令和６年１月からは新しいNISA制度がスタートしました。加えて、足下では、世界的な経済・物価動向に関する不確実性や地政学リスクの高まりがみられます。また、人口減少・少子高齢化等の構造的な環境変化も生じています。

証券監視委としては、こうした市場を取り巻く環境変化を踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等にも引き続き的確に対処していくため、市場監視の専門機関と呼ばれるにふさわしい力を持ち、その力を積極的に発揮していくことが重要であると考えております。

第11期では、「網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析」「効果的・効率的な調査・検査」「市場規律強化に向けた実効的な取組み」の好循環の実現を目指し、資本市場の健全な発展に取り組んできました。

これまで蓄積してきた市場監視に関する技法・経験や国内外の関係機関との連携等の取組みを踏まえ、証券監視委内のコミュニケーションの充実を図り、事象の本質を見極める力を磨いていくとともに、虚心坦懐に広い視野を持ち、市場監視業務に取り組むことで、皆様方の信頼に応えてまいる所存でありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和７年６月

証券取引等監視委員会委員長　中原　亮一

委員長及び委員の紹介

委員　加藤 さゆり

消費者庁参事官、長野県副知事、(独)国民生活センター理事を経て、令和元年12月より現職(再任)。

委員長　中原　亮一

広島高等検察庁検事長、福岡高等検察庁検事長を経て、令和４年12月より現職。

委員　橋本　尚

日本大学商学部教授、青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授を経て、令和４年12月より現職。

Ⅰ　組織・目的

◆ 証券監視委は、委員長及び委員２名で構成される合議制の機関として金融庁に設置（平成４年発足）

◆ 委員長及び委員は、内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使（任期３年）

◆ 市場の公正性・透明性確保、投資者保護等を目的に活動

- 金融商品取引業者等の法令違反行為等に対する証券検査
- インサイダー取引（内部者取引）・相場操縦等の不公正取引に対する調査
- 上場会社等の開示規制違反に対する検査
- 上記の調査・検査結果を踏まえた行政処分・課徴金納付命令の勧告や建議、告発を実施　等

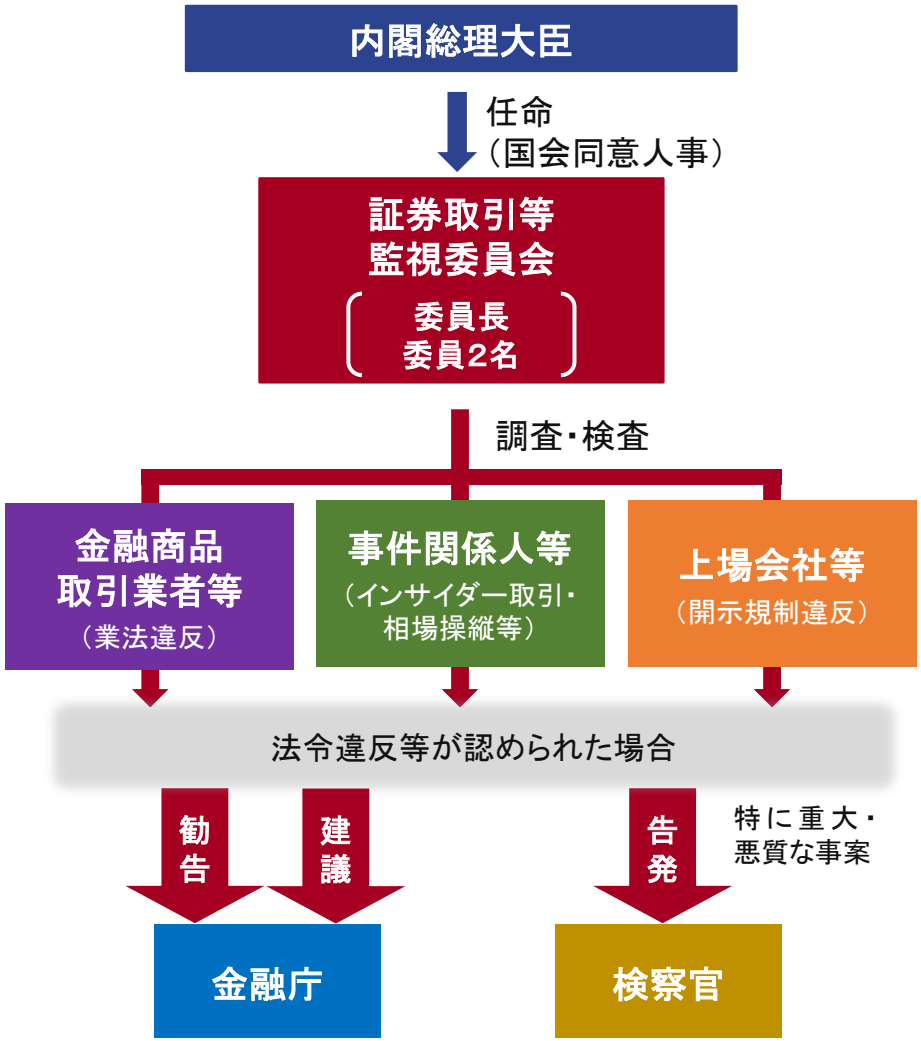

（参考）証券取引等監視委員会（含財務局等）の機構・定員

- 証券監視委の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課及び特別調査課の6課からなる事務局が置かれている
- また、地方組織の財務局等に、主として地方の金融商品取引業者に対する検査等を担当する職員が配置
- これら全てを合計した職員数は684名（令和7年度定員。うち、証券監視委は379名）

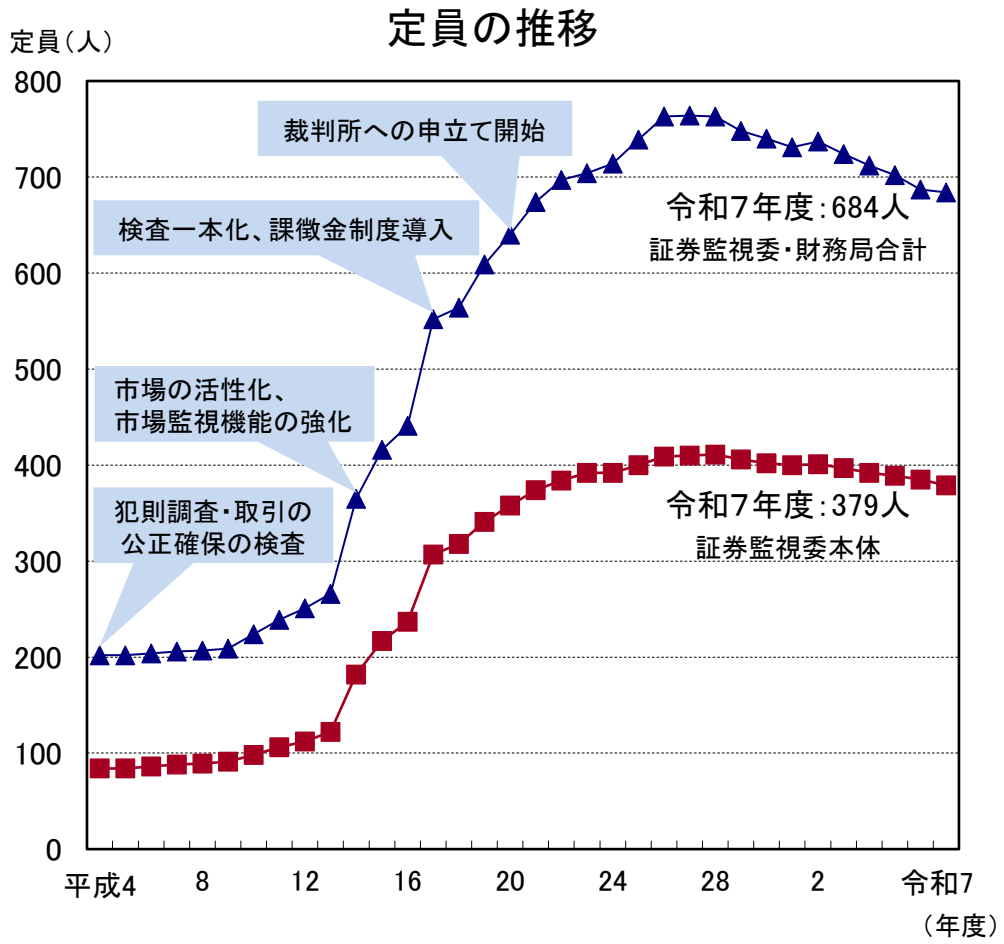

（参考）証券取引等監視委員会の軌跡

平成4年の発足以来、犯則事件の調査にとどまらず、行政調査を拡大し、市場監視機関としての機能を強化

平成4年7月
大蔵省に証券監視委が設立（設立時2課：総務検査課、特別調査課）

平成10年6月
金融監督庁に移管

平成12年7月
金融監督庁を改組し、**金融庁発足**

平成17年4月・7月
課徴金制度の導入に伴い、取引調査権限・開示検査権限が付与

平成19年9月
ファンド等に対する検査権限追加

平成20年12月
裁判所に対する無登録業者等の違反行為の禁止・停止の申立て等の権限追加

平成23年7月
現行の6課（総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課、特別調査課）体制に移行

平成23年8月
クロスボーダー等の不公正取引に対応するため、
取引調査課に**国際取引等調査室を設置**

平成26年4月
取引推奨行為等に対するインサイダー取引規制導入

平成27年4月
電磁的記録の証拠保全（デジタル・フォレンジック）に対応するため、**情報解析室を設置**

平成30年4月
高速取引行為者に対する検査権限追加

令和3年11月
有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者等に対する検査権限追加

令和4年4月
国際金融市場の確立に伴う環境整備の一環として、
国際証券検査室を設置

令和6年7月
海外当局との協力推進、クロスボーダー取引等に関する情報収集・分析等のため、**国際取引等分析室を設置**

Ⅱ　証券取引等監視委員会　中期活動方針

（第11期：2023年～2025年）

～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～

証券監視委の使命

的確・適切な市場監視による

1．市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2．資本市場の健全な発展への貢献
3．国民経済の持続的な成長への貢献

Ⅰ．網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析

(1) 有用情報の収集
(2) 市場の変化等の適切な把握・分析
(3) 国際連携の強化

Ⅱ．効果的・効率的な調査・検査

(4) リスクベースアプローチに基づく証券検査
(5) 不公正取引や開示規制違反への迅速な対応
(6) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応
(7) 投資者被害事案に対する積極的な取組み
(8) 非定型・新類型の事案等に対する対応力強化

Ⅲ．市場規律強化に向けた実効的な取組み

(9) 情報発信の強化
(10) 関係機関との更なる連携強化

市場監視の専門機関としての能力向上

- デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化
- 財務局との協働・連携の推進
- 職員の戦略的な育成・活用等

Ⅲ　証券取引等監視委員会の活動
－1　市場分析審査

情報の入口：様々な情報の収集・分析を行うとともに、不公正取引の端緒を発見

市場モニタリング：市場に関する幅広い情報の入手、分析

- 一般投資家等からの情報受付（年間約7,000件）
- 証券会社や自主規制機関※など市場関係者から情報を収集
- インターネット上のサイト、マスコミ、雑誌等の記事をチェック
- 発行市場、流通市場と個別企業の動向を把握
- 新たな金融商品や取引形態、国内外の市場構造変化に関する分析
- 自主規制機関※の上場管理部門との連携（緊密な情報交換）

情報共有

取引審査：証券取引における不公正取引の端緒の早期発見

- インサイダー取引や相場操縦、偽計（架空増資等）などについて、証券会社や取引所から注文データ等を入手し審査（年間約1,000件）
- 不公正取引の疑いのある事案について、調査・検査部門に送付
- 自主規制機関※の売買審査部門との連携（緊密な情報交換）

情報共有

事案送付

調査・検査に活用

※　自主規制機関とは、金融商品取引業協会並びに金融商品取引所及び自主規制法人を指す

Ⅲ　証券取引等監視委員会の活動
－2　証券モニタリング

効果的・効率的な証券モニタリングを通じて、投資者が安心して投資を行える環境を確保

リスクベースアプローチに基づく検査先の選定

- 効果的・効率的な証券モニタリングを実施するため、約8,800者※に及ぶ全ての金融商品取引業者等に対し、ビジネスモデルの分析、それを支えるリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施し、リスクベースで検査の対象先を選定

（※） 令和7年3月末時点の数値

検査の実施

- 商品内容や取引スキーム、顧客への説明内容等について深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証
- 問題が認められた場合には、法令違反行為等の指摘にとどまらず、経営方針、ガバナンス、人事・報酬体系等の観点からも検証し、問題の根本原因を究明

検査の結果、重大な法令違反が認められた場合

行政処分等勧告

- 内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、行政処分等を求める「勧告」を実施

再発防止・未然防止

- 金融商品取引業者等の内部管理態勢の充実・強化のための自主的な取組み等に活用されるよう「証券モニタリング概要・事例集」を公表

無登録業者への取組み

裁判所への禁止命令等の申立て

- 捜査当局等と連携し、無登録で金融商品取引業を行う者による詐欺的行為に伴う被害の拡大防止のための調査を実施
- 調査の結果を踏まえ、裁判所に対して法令違反行為の禁止・停止命令を申立て
- 必要に応じて違反行為者の名称等を公表

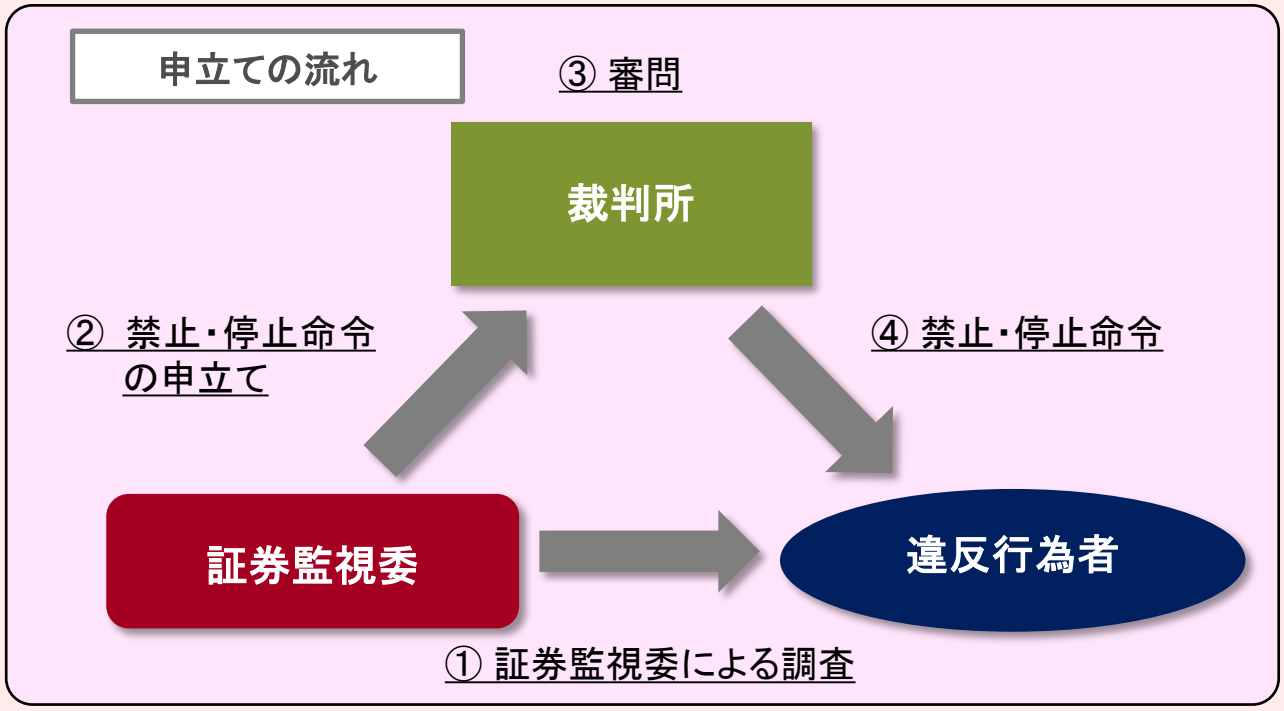

Ⅲ　証券取引等監視委員会の活動
－3　不公正取引の調査（①取引調査）

インサイダー取引や相場操縦等の不公正取引を行った者に対し、タイムリーな調査を実施

立入検査や質問調査の実施

- インサイダー取引、相場操縦、偽計等の不公正取引の有無について、取引を行った者や上場会社等に対し、立入検査や質問調査を実施

調査の結果、違反行為が認められた場合

課徴金納付命令勧告

- 内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施
- 上場会社のインサイダー情報を知り得る立場にある者は、他人に対して利益を得させる等の目的をもって情報伝達・取引推奨をした場合についても、課徴金納付命令の対象

再発防止・未然防止

- 不公正取引の背景・原因等を究明した上で、自主規制機関と情報共有
- 勧告事案の特徴等を取りまとめた「課徴金事例集」の公表を通じて、上場会社等のインサイダー取引管理態勢や証券会社の売買審査業務等の充実に寄与

Ⅲ　証券取引等監視委員会の活動
－3　不公正取引の調査（②国際取引等調査）

クロスボーダー取引及びプロ投資家による不公正取引の調査を専門に実施

クロスボーダー取引の調査

- 海外からの発注による不公正取引の調査を実施
- 海外当局に対し、多国間情報交換覚書(MMoU※)に基づく情報提供を依頼
- 提供された情報を参考に、調査を実施

プロ投資家による取引の調査

- プロ投資家による不公正取引の有無について、立入検査や質問調査を実施

調査の結果、違反行為が認められた場合

課徴金納付命令勧告

- 内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施

※　Multilateral Memorandum of Understandingの略。証券監督者国際機構(IOSCO：International Organization of Securities Commissions)が策定した各国証券監督当局間の協議・協力及び情報交換の枠組み（令和7年3月末時点で130の当局が署名）

Ⅲ　証券取引等監視委員会の活動
－4　開示検査

上場会社等の開示書類の検査を通じた、適正なディスクロージャーの確保

各種情報の収集・分析

- 情報提供窓口等、さまざまなチャネルを通じた情報の収集・分析
- 上場会社等を取り巻く環境等を含む様々な視点からディスクロージャーの適正性を監視

上場会社等に対する検査

- 開示書類(有価証券届出書・有価証券報告書・大量保有報告書等)の虚偽記載等の開示規制違反が疑われる上場会社等に対する検査の実施

検査の結果、開示規制違反が認められた場合

課徴金納付命令勧告等

- 開示書類における重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、当該上場会社等に対する課徴金納付命令を求める「勧告」を実施
- 勧告を実施しない場合でも、必要に応じ、開示書類の自発的な訂正等を慫慂

再発防止・未然防止

- 開示規制違反の背景・原因等を究明した上で、当該上場会社等の経営陣と議論
- 問題意識の共有を通じて、適正なディスクロージャーに向けた体制の構築・整備を慫慂
- 勧告事案の内容、背景等を取りまとめた「開示検査事例集」を公表

（参考）課徴金制度

- 課徴金制度は、違反行為を抑止し、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、金融商品取引法の一定の規定に違反した者に対して金銭的負担を課すための行政上の措置

- 対象となる行為は、有価証券届出書・有価証券報告書の虚偽記載、風説の流布・偽計、相場操縦及びインサイダー取引等

- 証券監視委は、取引調査及び開示検査を実施し、その結果、課徴金の対象となる違反行為が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告※

＜課徴金制度概念図＞

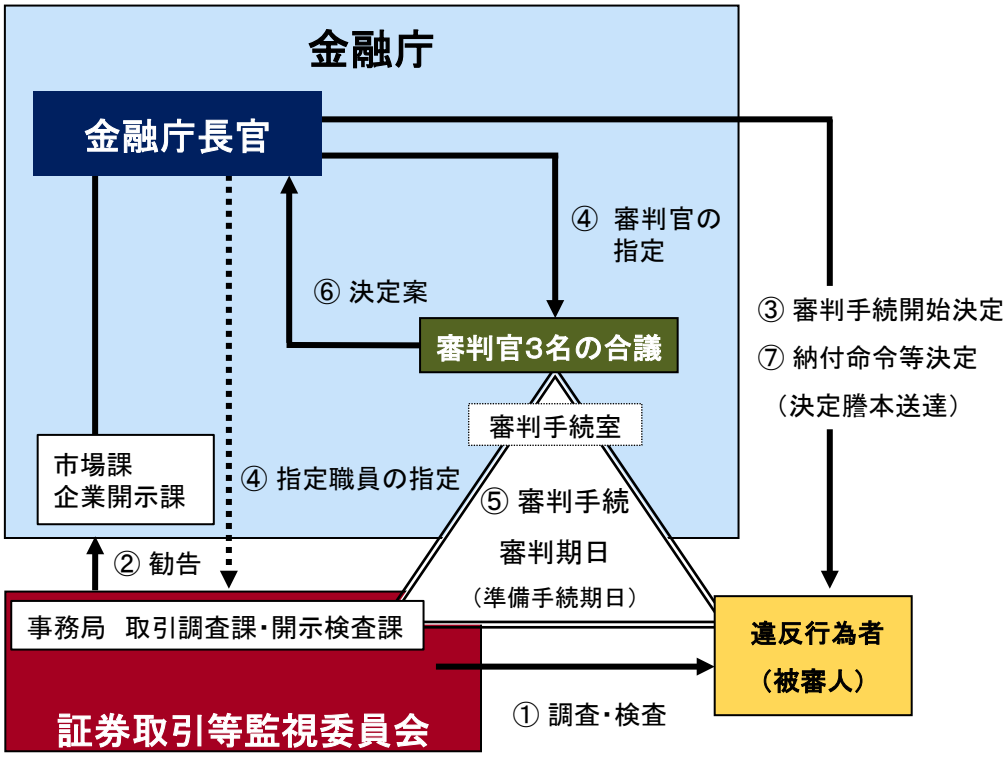

※ 課徴金納付命令を求める勧告を受けた金融庁長官は、審判官が行う審判手続を経た上で課徴金の納付を命ずるか否かを決定

Ⅲ　証券取引等監視委員会の活動

―5　犯則調査

重大・悪質な違反行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求める

証券取引等監視委員会

金融商品取引法等に基づき調査

犯則嫌疑者

重大・悪質な違反行為の調査

インサイダー取引、相場操縦、有価証券報告書虚偽記載等の違反行為のうち、重大・悪質なものを調査

任意調査

- 犯則嫌疑者や関係者等に対しての質問、所持する物件の検査等を実施

強制調査

- 裁判官が発する許可状により、犯則嫌疑者や関係者の会社や個人宅に立ち入り、関係資料等を差押え

※　調査には、公認会計士、IT専門家(電子データの確保・分析)等が参加

告発

- 調査の結果に基づき、犯則嫌疑者を検察官に告発

Ⅳ　令和6年度の主な活動

金商業者等に対する証券モニタリング（行政処分勧告）

- 規模・業態を踏まえたリスクアセスメントを実施
  - 規模業態別の業務運営上の課題及びリスクを取りまとめ
- リスクアセスメントに応じた検査を実施
  - 86件着手、9件の行政処分勧告
- 以下のような法令違反に対し、行政処分勧告を実施
  - 銀証間における不適切な顧客情報の共有等や、登録金融機関による有価証券関連業が認められたもの
  - 高齢顧客に対し、不適正な投資勧誘行為が認められたもの

金商業者等に対する証券モニタリング（無登録業者等）

- 金商法違反行為に対する裁判所への禁止・停止命令発出の申立て
  - 投資者被害拡大防止のため、無登録業者等による金商法違反行為に対する裁判所への禁止・停止命令発出を求める申立てを実施
- 関係機関との連携強化
  - 金融庁関連部局、各財務局、捜査当局及び消費者庁等との連携を強化

Ⅳ　令和6年度の主な活動

不公正取引の調査（課徴金勧告）

- 内部者取引
  - １事案で5名もの課徴金納付命令対象者がおり、その中には 、法令遵守に関して高い規範意識を持つべき弁護士が含まれていた事案などを勧告
- 相場操縦、風説の流布・偽計
  - 個人投資家が、上場会社の株式の相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、当該風説の流布により有価証券の価格に影響を与えた事案などを勧告

開示規制違反の検査（課徴金勧告）

- 以下のような開示規制違反事案について勧告を実施
  - 大量保有報告書や変更報告書※について、法定提出期限までに提出しなかった事案や虚偽の記載等があった事案

    ※ 大量保有報告書の提出後に重要な事項の変更があった場合に提出しなければならない報告書
  - 「関連当事者との取引」や「偶発債務（債務保証）」に関する注記を行わなかった事案
  - 投資有価証券（償還時に暗号資産への転換が可能な社債）に係る評価損の不計上や、暗号資産の過大計上等の不適正な会計処理を行った事案
- 開示規制違反の再発防止・未然防止の観点から、上場会社の経営陣とその背景・原因等について議論し、問題意識を共有

Ⅳ　令和6年度の主な活動

犯則事件の調査（告発）

- 公正・透明な市場の実現に向け、犯則調査の権限を適切に行使し、重大で悪質な不公正取引等に厳正に対応
- 以下のような内部者取引事案について告発を実施
  - 金融庁職員が、公開買付け情報を職務に関して知り、公表前に買い付けた事案
  - 東京証券取引所社員が、職務に関して知った公開買付け情報を実父に伝達し、実父が公表前に買い付けた事案
  - コンサルティング会社の代表取締役が、契約先の重要事実を知り、損失回避のために公表前に売り付けた事案
  - 信託銀行証券代行部門の管理職が、公開買付け情報を職務に関して知り、公表前に買い付けた事案

その他の活動

- 財務局、検察や警察等の関係当局及び自主規制機関等との間において、市場監視業務における日常的な連携のほか、意見交換を通じた相互の問題意識の共有等により連携・協働を強化
- 国際取引等分析室を新設し、国内外の関係機関との一層の連携強化やクロスボーダー取引等に係る更なる情報収集・分析を行うための態勢を整備
  - 国際取引等分析室の主な取組みとして、令和7年3月に東京で国際会合を主催し、証券監視委を含む世界各国の証券当局が議論や意見交換を実施

Ⅴ　参考事例・計表

1．最近の主な取組み事例 ①

行政処分勧告 （証券検査）

株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告（銀証間における不適切な顧客情報の共有等）

勧告日：令和6年6月14日

①非公開情報の提供/受領の禁止（ファイアーウォール規制違反）

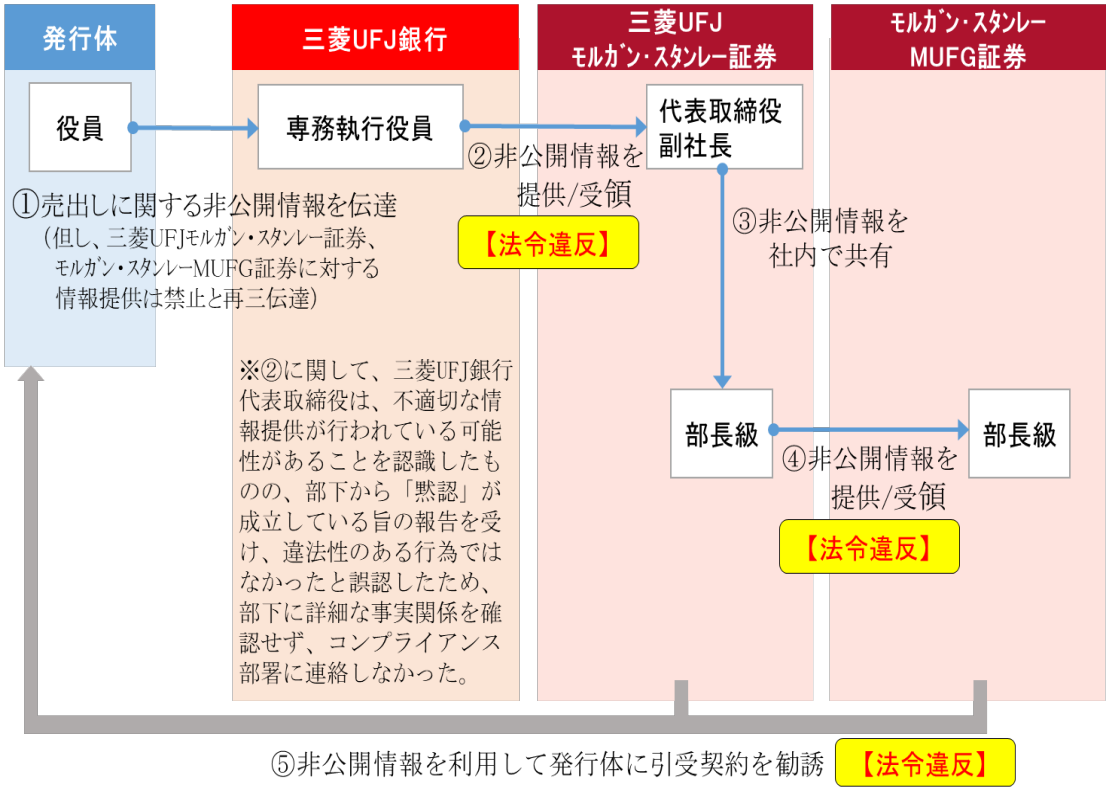

概要①

①非公開情報の提供/受領の禁止（ファイアーウォール規制違反）

三菱UFJ銀行、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びモルガン・スタンレーMUFG証券は、法人顧客にかかる非公開情報について、顧客から情報共有を禁止されていること又は情報共有の同意を得ていないことを認識しながら、銀証間で不適切な情報の授受を繰り返し行っていた。

一部に関しては、三菱UFJ銀行の専務執行役員自らも三菱UFJモルガン・スタンレー証券の副社長に情報提供し、当該情報を受領した同副社長は、モルガン・スタンレーMUFG証券と共に当該情報を利用して顧客に勧誘を行っていた。なお、三菱UFJ銀行代表取締役は不適切な情報提供が行われている可能性があることを認識したにもかかわらず、三菱UFJ銀行は適切な是正措置を講じていなかった。

概要②

②法人関係情報の管理態勢不備

①のほか、各社において社内規程に基づく適切な管理を行わないなど、法人関係情報の不適切な管理も認められた。

三菱UFJ銀行においては、行員が配偶者名義で開設した証券口座を利用し、専ら投機的利益の追求を目的として、勤務時間中の発注を含め、主に信用取引により短期間での同一銘柄反対売買を行う手法により、自己の計算に基づく有価証券の売買を多数回にわたり行っており、このなかには、職務上知り得た法人関係情報に基づく不適切な有価証券の売買も含まれていた。

Ⅴ　参考事例・計表

1．最近の主な取組み事例 ①

行政処分勧告 （証券検査）

株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUFG証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告（登録金融機関による有価証券関連業の禁止）

勧告日：令和6年6月14日

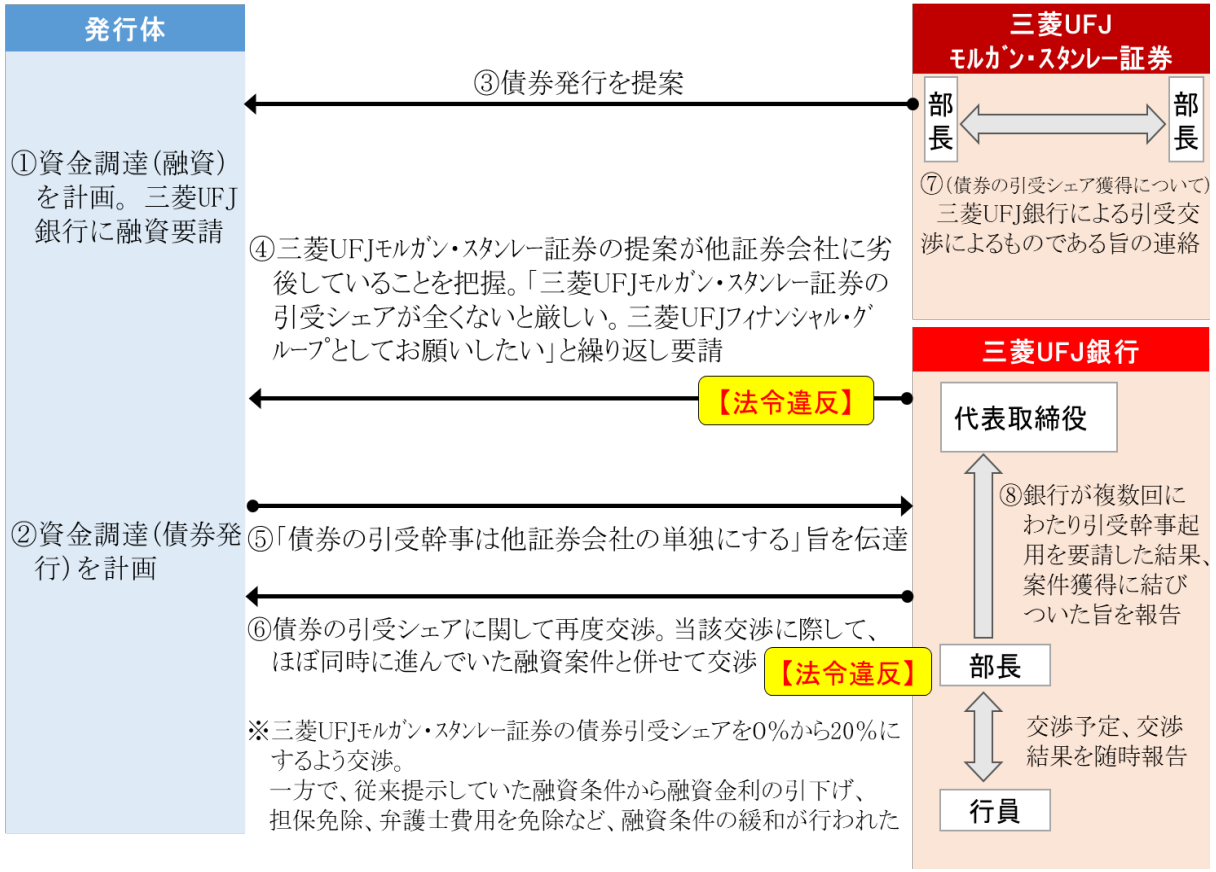

概要

三菱UFJ銀行は、銀行による有価証券関連業（引受業務）が禁止されているにもかかわらず、融資契約と抱き合わせるなどして、三菱UFJモルガン・スタンレー証券の引受幹事シェアに関する交渉を繰り返し行っていた。一部に関しては、三菱UFJ銀行取締役（当時）も不適切な引受勧誘が行われていることを認識している状況も認められた。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券においては、三菱UFJ銀行が上記のとおり有価証券の引受けに係る交渉を行っていることを把握していたにもかかわらず、この状況を看過・助長したうえで金融商品取引契約を締結したほか、三菱UFJ銀行が本来行うことができない引受業務を行っていること、三菱UFJ銀行が所定の契約条件の融資を行う場合の最低条件として当社の引受シェアを引き上げてほしい旨の抱き合わせ勧誘を行っていること、及び、三菱UFJ銀行により所定の契約条件の融資が行われていることを知りながら、顧客との間で引受契約を締結した。

Ⅴ　参考事例・計表

1．最近の主な取組み事例 ②

行政処分勧告 （証券検査）

立花証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告	勧告日：令和7年3月28日

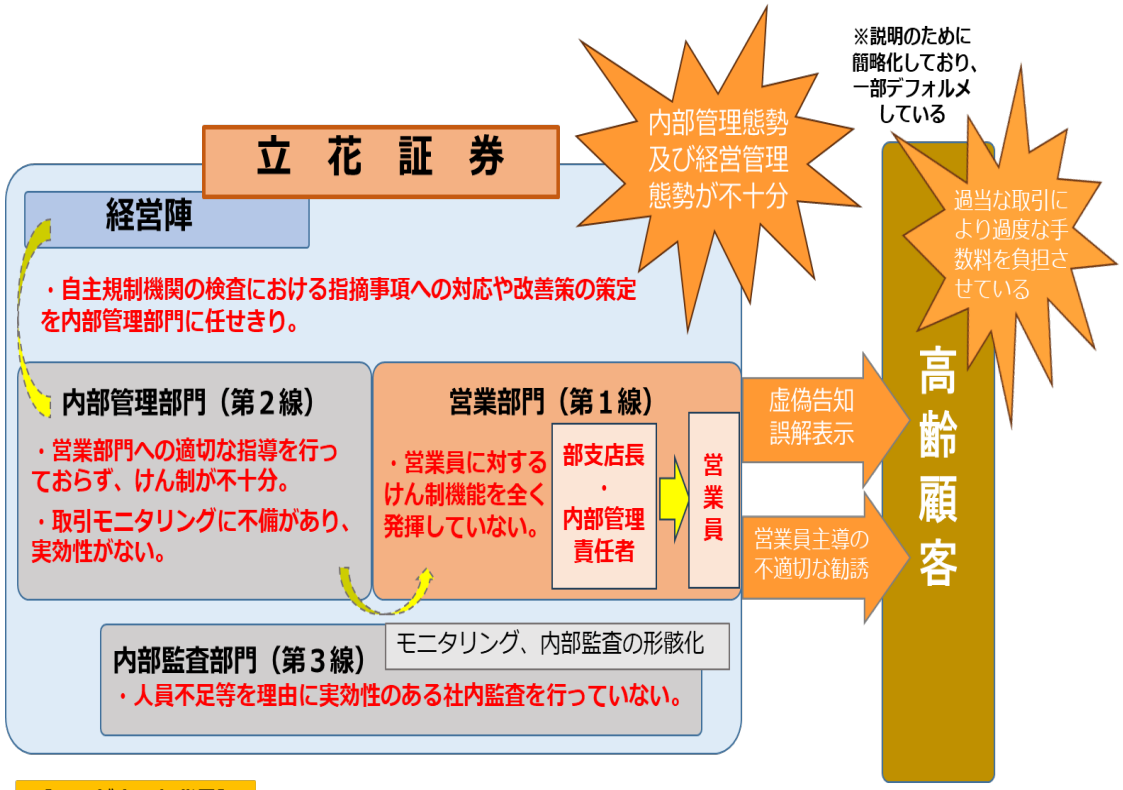

【問題が生じた背景】

- 営業員の業績評価基準や褒賞金等が、手数料実績に大きく偏重したインセンティブ制度となっていた。
- 経営陣が、手数料実績に大きく偏重したインセンティブ制度を継続する一方で、実効性ある法令等遵守態勢の整備を行わないまま、長年にわたって営業優先の企業風土を醸成。

概要

当社は、高齢顧客に対する国内株式取引の勧誘に関し、手数料獲得を目的として、売却銘柄の損益に関して虚偽のことを告げる行為等を繰り返し行っていた。また、令和5年に行われた自主規制機関の検査において、不適切な投資勧誘について指摘を受けていたにもかかわらず、引き続き、手数料獲得を優先して同様の不適切な投資勧誘行為を繰り返し行っていた。

上記の不適正な投資勧誘行為を繰り返していたことにより、顧客の過当な取引に繋がり、その結果としてこれら顧客に過度な手数料を負担させている状況となっていた。

当社の第１線から第３線において、営業部門へのけん制機能が不十分であるなど、それぞれに不備が認められ、実効性のある内部管理態勢が構築されていなかった。また、当社の経営陣は、自主規制機関の検査における指摘事項などを重く受け止めることなく、適切な調査指示や改善策の策定を怠り、内部管理部門に任せきりにするなど、経営管理態勢は不十分な状況となっていた。

上記の背景として、経営陣が手数料実績に大きく偏重した営業員のインセンティブ制度を継続する一方で、実効性ある法令等遵守態勢の整備を行わないまま、長年にわたって営業優先の企業風土を醸成してきたなどの状況が認められた。

Ⅴ　参考事例・計表

1．最近の主な取組み事例 ③

裁判所への禁止命令等の申立て

Global Investment Lab株式会社（グローバルインベストメントラボ社）及びその役員等3名による金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止及び停止命令発出の申立て	申立日：令和6年6月25日 発令日：令和6年10月31日

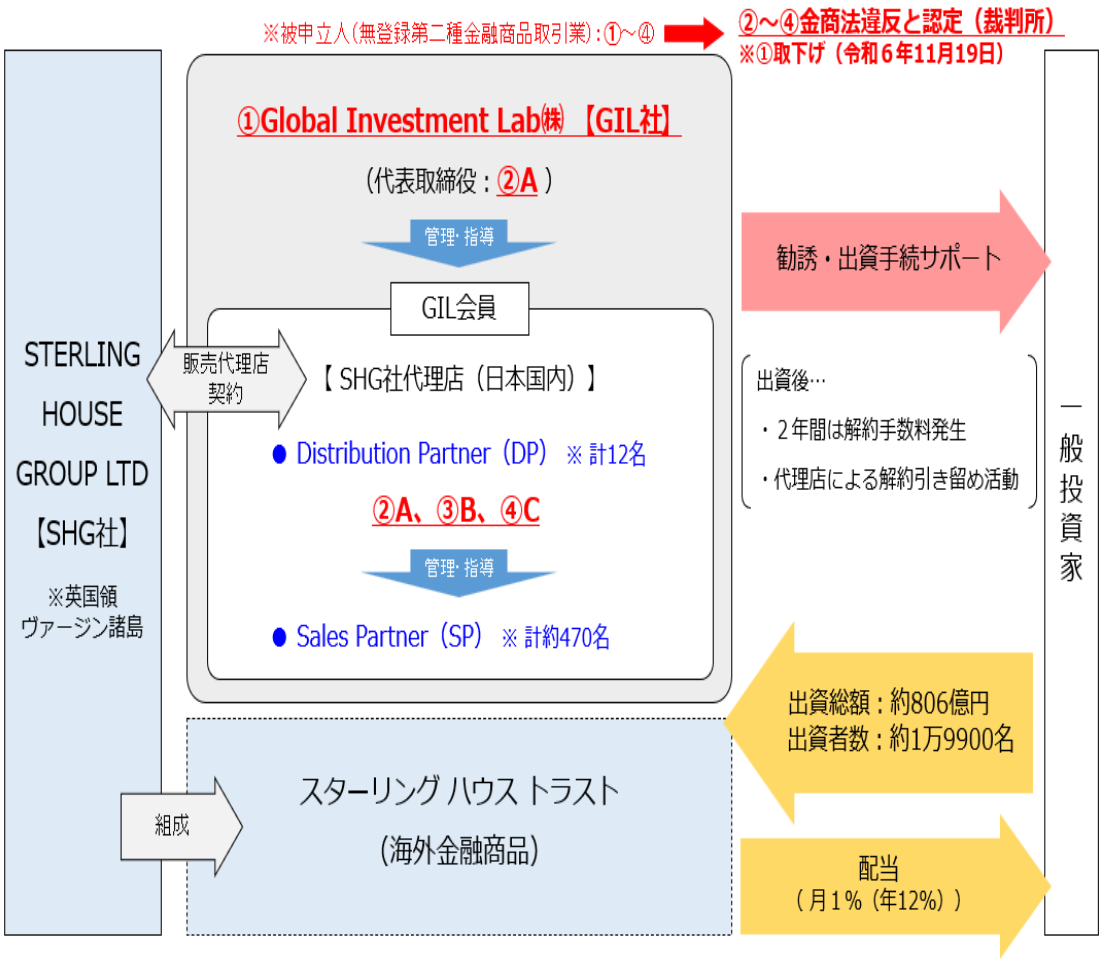

概要

Global Investment Lab株式会社（以下「GIL社」という。）及びGIL社の代表取締役であるA並びにGIL社会員の主要メンバーであるB及びC（以下、GIL社、A、B及びCを併せて「GIL社ら」という。）は、金融商品取引法上の所定の登録を受けずに、外国の法令に基づく集団投資スキーム持分の募集又は私募の取扱いを業として行っていたため、証券監視委は、東京地方裁判所に対し、金商法違反行為の禁止及び停止を命ずるよう申立てを行った。

※ GIL社に対しては、株主総会決議により解散し、清算手続中であることなどを踏まえ、申立てを取り下げた。

特徴

- GIL社らは、金銭問題に関する勉強会、SNS、有志の交流会、知人からの紹介等を通じて、資産運用に興味をもっている一般投資家に対して、海外法人であるSTERLING HOUSE GROUP LTDが組成するスターリングハウストラストはリスクが極めて低い好条件の海外金融商品（元本保証であること、毎月出資金の1％（年12％）に当たる配当を行うこと等）である旨を説明する方法により、当該商品への出資の勧誘を行い、出資を希望した一般投資家に対して、契約の締結等の事務手続に関するサポートを行っていた。
- これにより、GIL社らは、平成27年3月から令和6年5月までの間に、約1万9900名の一般投資家に対し、合計約806億円の出資をさせた。

Ⅴ　参考事例・計表

1．最近の主な取組み事例 ④

課徴金納付命令勧告 （国内における不公正取引）

株式会社アルファクス・フード・システムとの契約締結交渉者による取引推奨行為 並びに同契約締結交渉者及び同社役員から情報伝達を受けた者4名による内部者取引	勧告日：令和6年10月25日

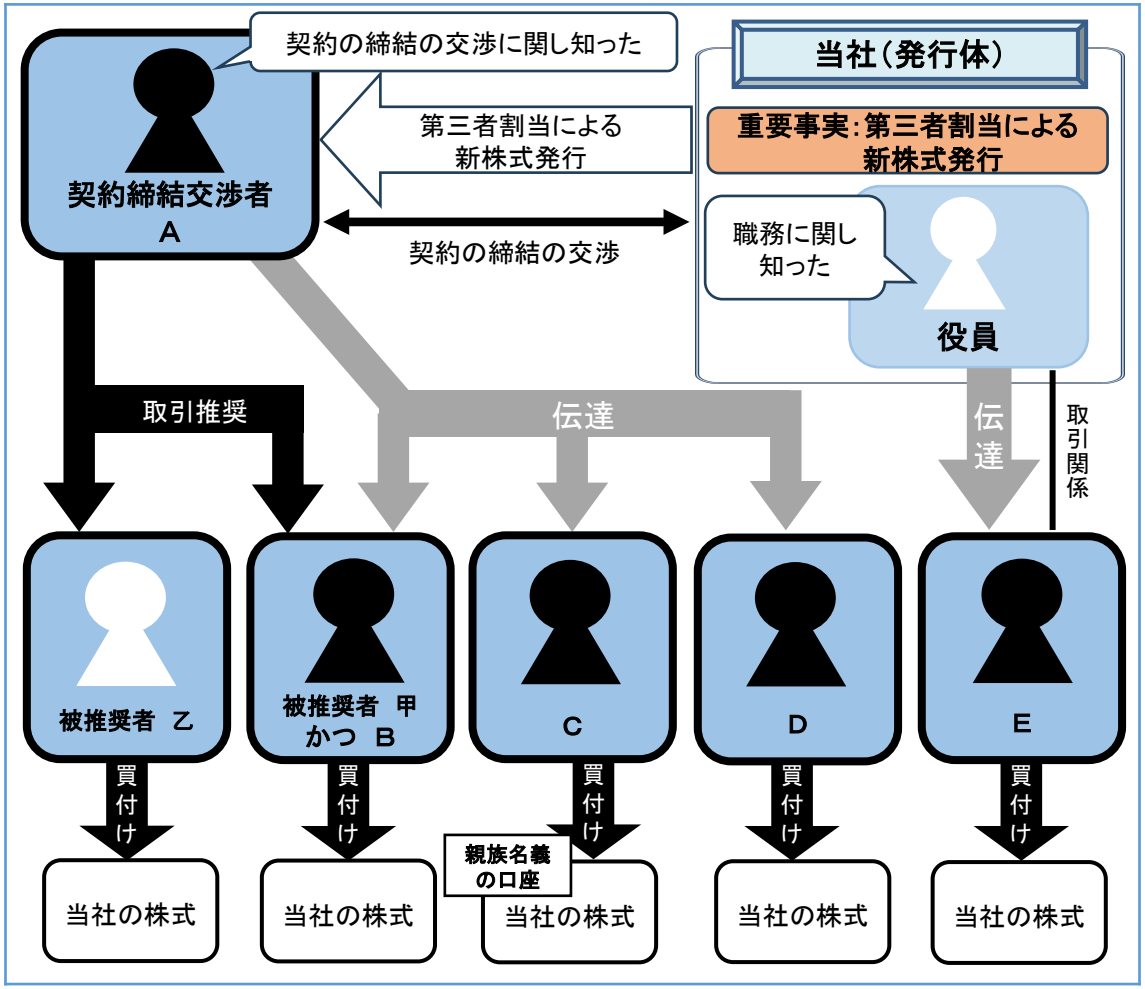

概要

当社との間で、当社が発行する株式に係る総数引受契約の締結の交渉をしていたAは、同契約の締結の交渉に関し、当社が、当社が発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の重要事実を知った。

Aは、知人である甲及び乙に対し、同人らに利益を得させる目的をもって、同重要事実が公表される前に当社株式の買付けをすることを勧め、これにより同人らが同重要事実の公表前に当社株式を買い付けた。

B（甲と同一人物）、C及びDは、Aから同重要事実の伝達を受けながら、同重要事実の公表前に、当社株式を買い付けた。

Eは、当社の役員であった者から、同重要事実の伝達を受けながら、同重要事実の公表前に、当社株式を買い付けた。

特徴

本件は、1事案で5名もの課徴金納付命令対象者がおり、その中には、法令遵守に関して高い規範意識を持つべき弁護士が含まれていることに加え、課徴金額が少額の者についても摘発した勧告事例。

Ⅴ　参考事例・計表

1．最近の主な取組み事例 ⑤

課徴金納付命令勧告 （国内における不公正取引）

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式に係る風説の流布	勧告日：令和6年7月26日

違反行為前後の株価の推移

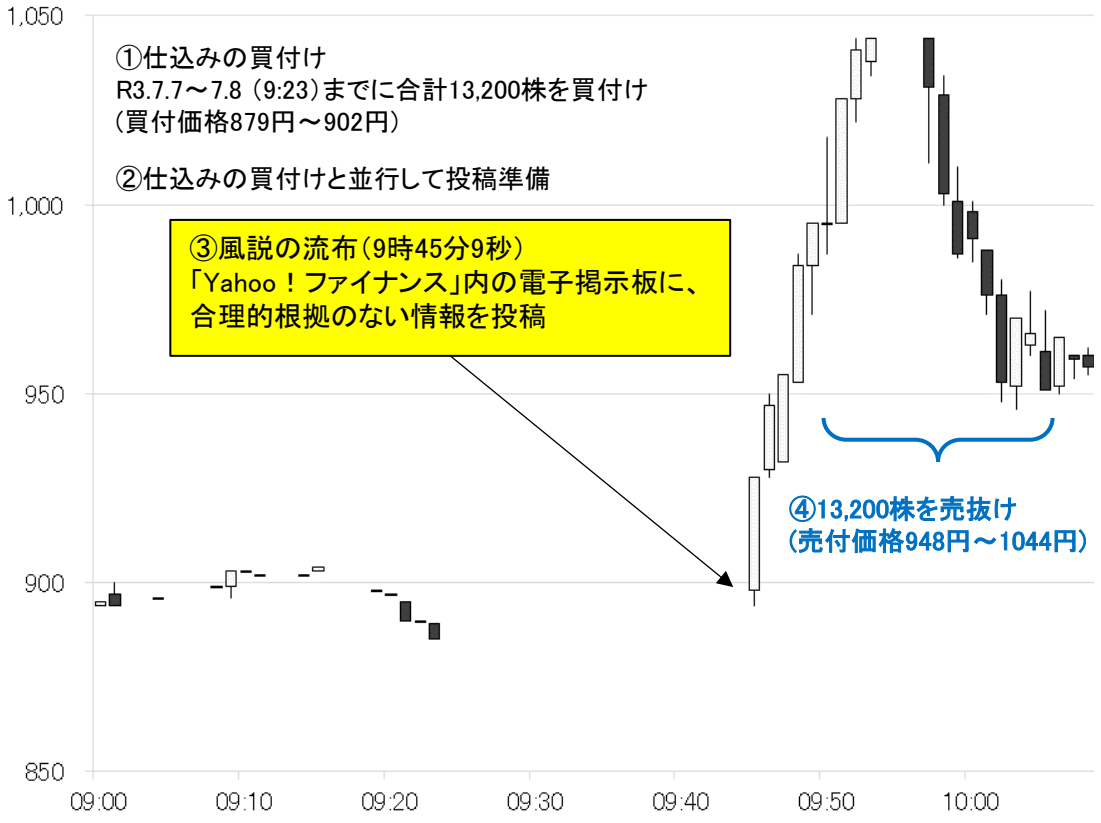

概要

個人投資家Aは、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社の株式の価格を上昇させ、同株式を売り抜けて利益を得ようと考え、インターネット上の金融情報サイト「Yahoo！ファイナンス」内の電子掲示板に、同社に関して、合理的根拠のない情報を投稿し、不特定かつ多数の者が閲覧できる状態に置き、これにより、同社の株式の価格を上昇させ、もって有価証券の売買のため、かつ、相場の変動を図る目的をもって、風説を流布し、当該風説の流布により有価証券の価格に影響を与えた。

特徴

本件は、金融商品取引法第158条に規定する「風説の流布」を適用した初の勧告事例。本件のようなインターネット上の電子掲示板を利用して風説を流布する行為は、情報が瞬時に多数の投資者に伝播するといった性質を利用した現代型の違反行為と言える。

Ⅴ　参考事例・計表

1. 最近の主な取組み事例 ⑥

課徴金納付命令勧告 （プロ投資家による不公正取引）

野村證券株式会社による長期国債先物に係る相場操縦	勧告日：令和6年9月25日

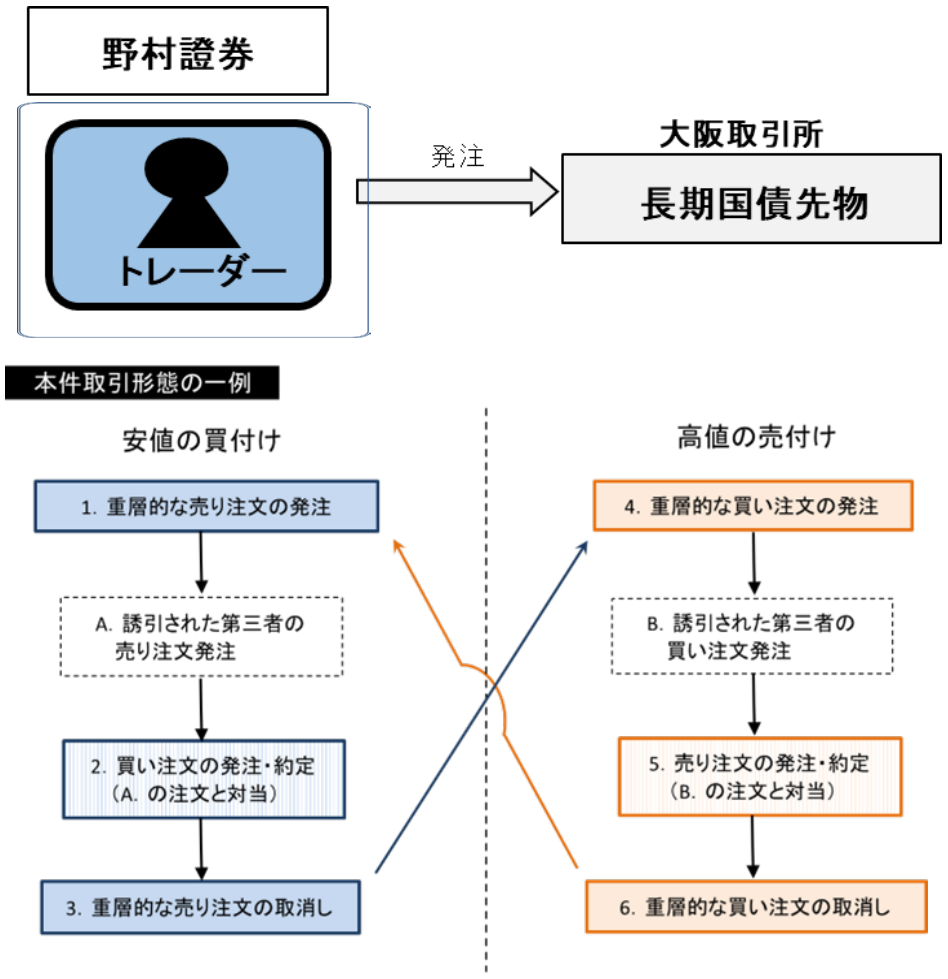

概要

野村證券株式会社のトレーダーが、大阪取引所に上場されていた長期国債先物について、同先物の売買を誘引する目的をもって、同先物の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、大阪取引所における同先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及びその申込みをした。

【取引形態の一例（左図）：玉（安値の買付け）の局面※】

1. 最良売り気配又はこれに劣後する価格に複数の売り注文(売り見せ玉)を重層的に発注
   →下値に第三者の売り注文が誘引される（A）。
2. 誘引された売り注文に対当するように買い注文の発注を行い、買い付け（安値での買付け）
3. 1.で発注した複数の売り注文を取消し

※買い見せ玉の局面(高値の売付け)では、上記売りと買いが逆になる。

上記形態の取引を売りと買いを交互にして繰り返し、先物の注文を自己に有利な価格で約定させた。

特徴

本件は、市場のゲートキーパーとして、市場の公正・透明性の確保に努めなければならない立場にある証券会社が、市場デリバティブ取引において行った見せ玉事案であり、証券会社の信用を失墜させる重大な違反行為であった。

Ⅴ　参考事例・計表

1．最近の主な取組み事例 ⑦

課徴金納付命令勧告（開示検査）

株式会社サカイホールディングス株式に係る大量保有報告書等の不提出及び変更報告書の虚偽記載等	勧告日：令和6年9月10日

【主な違反行為事実の概要】

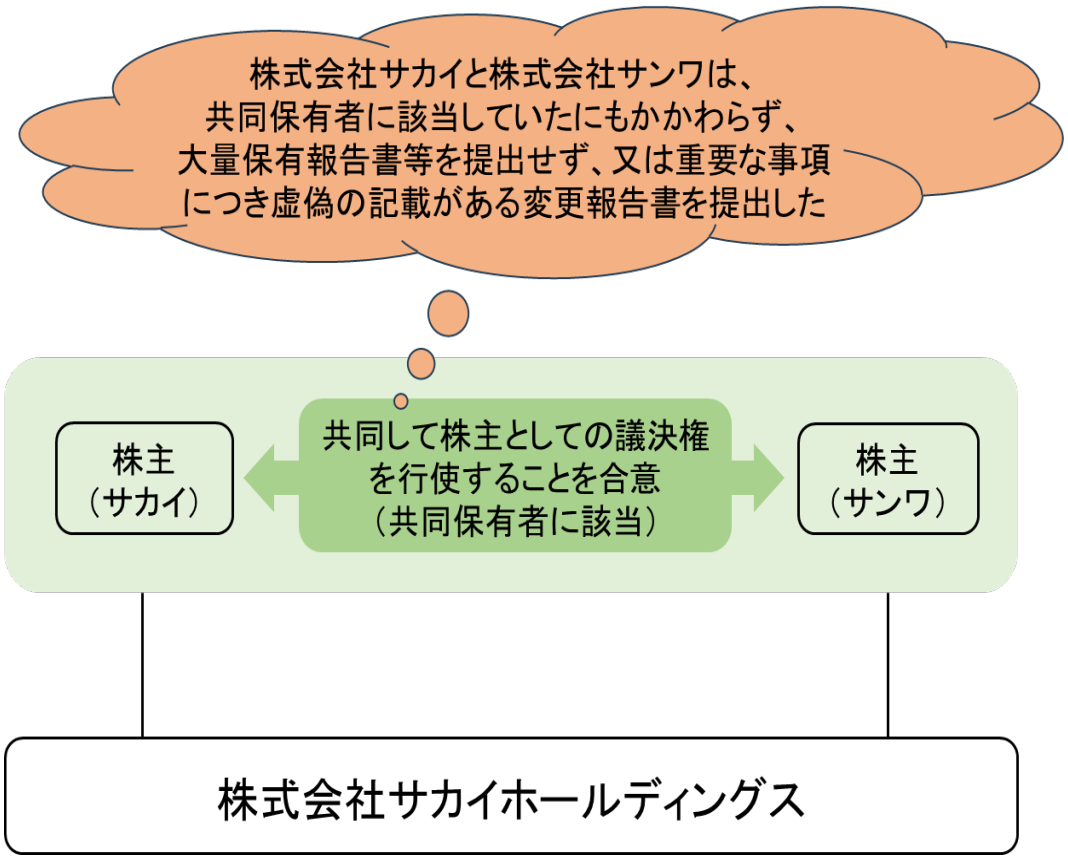

制度及び事案の概要

【大量保有報告制度の概要】

- 大量保有報告制度では、法人・個人にかかわらず、下記①又は②に該当した場合、該当した日から5日以内に、「大量保有報告書」「変更報告書」を提出しなければならない。
  ①上場会社の株券等の保有割合が5%を超えた場合（「大量保有報告書」）
  ②その割合が1%以上増減するなどした場合（「変更報告書」）
- 株券等の保有割合の計算に当たっては、共同保有者（共同して株券等の取得や議決権の行使をすること等を合意している他の保有者）の保有株券等の数も加算することとされている。

【事案の概要】

- 株式会社サカイホールディングスの株主である株式会社サカイと株式会社サンワは、サカイホールディングスに対して株主提案（取締役の選任）を行うこと及びその賛成に関し、共同して株主としての議決権を行使することを合意していた（共同保有者に該当）。
- サカイとサンワは、共同保有者に該当していたにもかかわらず、大量保有報告書等を提出せず、又は重要な事項につき虚偽の記載がある等の変更報告書を提出した。

特徴

- 共同して議決権を行使することを合意している場合に該当していたとして、それぞれが共同保有者であると認定した初の課徴金納付命令勧告事案である。

Ⅴ　参考事例・計表

1．最近の主な取組み事例 ⑧

課徴金納付命令勧告（開示検査）

ピクセルカンパニーズ株式会社における有価証券報告書等の虚偽記載等	勧告日：平成29年12月19日 勧告日：令和7年2月21日

【主な違反行為事実の概要】＜令和7年2月21日勧告事案＞

（「偶発債務（債務保証）」の注記の不記載）

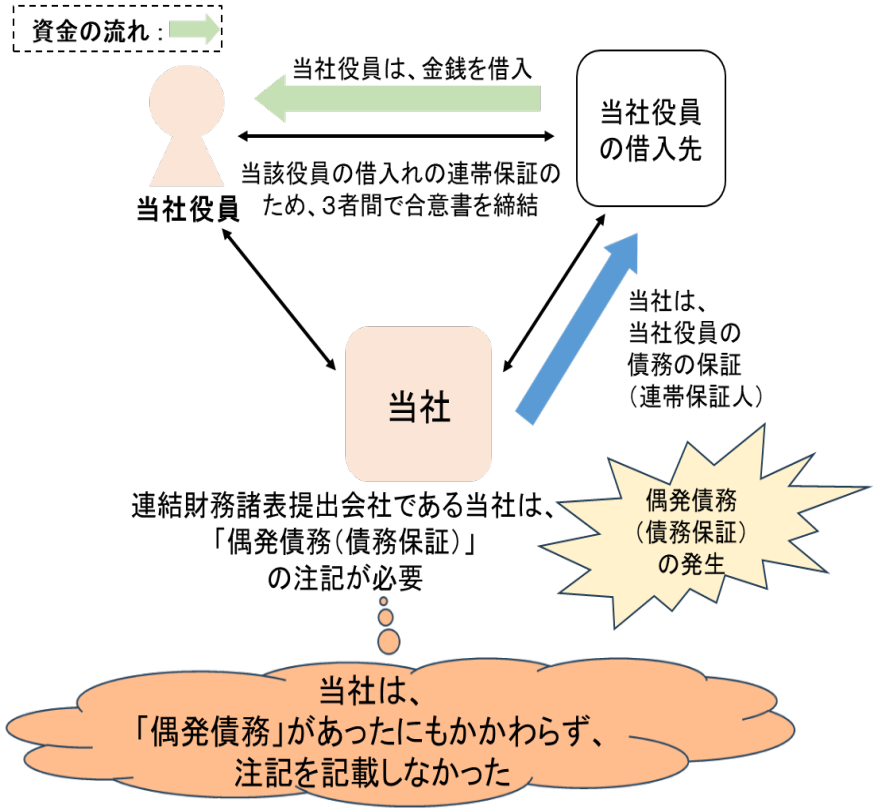

概要

- 当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等を提出し、二度の課徴金納付命令勧告を受けた。
- 当社及び当社の子会社による主な不適正な会計処理等は、以下のとおり。

＜平成29年12月19日勧告事案＞

当社の連結子会社は、設備の販売取引において、設備を引き渡していないにもかかわらず、売上の過大計上を行った。

＜令和7年2月21日勧告事案＞

- 当社の連結子会社は、実態のない前渡金の計上に係る損失を計上しなかった。
- 当社は、連結財務諸表に以下の注記を行わなかった。
  - ✓当社役員の個人借入の連帯保証に係る「偶発債務（債務保証）」としての注記（左図参照）
  - ✓当社又は当社の連結子会社と当社役員等との取引に係る「関連当事者との取引」としての注記

特徴や背景・原因

【特徴】

- 偶発債務の注記の不記載に対する初の課徴金納付命令勧告事案である。
- 重要な虚偽記載等があった開示書類の提出日（令和5年2月8日付ほか5通）から遡り5年以内に開示規制違反により課徴金納付命令（平成30年3月19日）を受けていることから、通常の課徴金額の1.5倍に相当する額の課徴金納付命令勧告を受けた初の事案である。

【背景・原因】

- 当社役員は、自己の借入金の返済を当社グループの資金で行うために、連結子会社から資金を支出させており、当社グループの財産に損害を与えただけでなく、自己の利益のために不正やその隠蔽を行っており、法令遵守意識が欠如していた。
- 取締役会や監査役による牽制が機能していなかった。

Ⅴ　参考事例・計表

1. 最近の主な取組み事例 ⑨

告発

金融庁職員による内部者取引事件の告発	告発日：令和6年12月23日
犯則嫌疑者（金融庁企画市場局企業開示課課長補佐）は、公開買付届出書の審査等の職務に従事していたところ、同職務上の権限の行使に関し上場株券に対する公開買付けの実施に関する事実を知り、合計10銘柄につきいずれもその公表前に、同株券をそれぞれ買い付けた。	
東京証券取引所社員が関与した内部者取引事件の告発	告発日：令和6年12月23日
犯則嫌疑者A（東京証券取引所上場部開示業務室に勤務）は、上場会社との株券上場契約の履行等に関し、上場株券に対する各公開買付けの実施に関する事実を知り、実父である犯則嫌疑者Bに対し合計3銘柄につき利益を得させる目的をもって各事実を伝達し、同人が、いずれもその公表前に、同株券をそれぞれ買い付けた。	
株式会社オウケイウェイヴ株券に係る内部者取引事件の告発	告発日：令和7年3月11日
犯則嫌疑者（コンサルティング会社の代表取締役、公認会計士）は、上場会社との財務アドバイザリー契約の履行に関し、同社の資金運用委託先に対する預託金や運用益を回収できないおそれが生じた旨の重要事実を知り、損失を回避しようと考え、その公表前に同社株券を売り付けた。	
信託銀行社員による内部者取引事件の告発	告発日：令和7年3月24日
犯則嫌疑者（信託銀行の証券代行部門の管理職）は、顧客等の上場会社等に係るインサイダー情報の内部管理業務等に従事していたところ、同行が証券代行業務等を行う上場株券に対する公開買付けの実施に関する事実を知り、合計3銘柄につきいずれもその公表前に、同株券をそれぞれ買い付けた。	

Ⅴ　参考事例・計表

1．最近の主な取組み事例 ⑩

建議

市場監視機能強化に向けた建議	令和7年6月20日 金融庁長官等への建議

建議の背景

- 資産運用立国に向けた官民一体の取組みが進展し、誰もが投資者となり得る中で、市場監視機能を一層強化し、従前の投資者も新たな投資者も共に安心して投資ができる公正・透明な市場を確立していくことが重要。
- 金融商品取引の複雑化・高度化・国際化の進展などがみられるなか、近年における証券監視委の検査・調査の結果等を踏まえると、以下の事例が認められており、これらに適切に対応できる実効性のある措置等を整備していく必要。
  - 事例1．不正と考えられる行為について、既存の法令では違反行為として捕捉できない事例
  - 事例2．課徴金の額が低く（あるいは直接の対象にならず）、違反行為に対する抑止効果が不十分な事例
  - 事例3．効果的・効率的な検査・調査に困難が生じている事例

建議の内容

【建議1】インサイダー取引規制における関係者の範囲について

発行者との契約締結者などの公開買付者等関係者と同等の内部者とみなされるべき者から情報受領した者がインサイダー取引規制の対象外になる場合があるなど、規制の趣旨に鑑みると不正と考えられる行為でありながら、現行制度では規制の対象とならないものがある。

⇒　公開買付者等関係者の範囲等について、各関係者と同等の内部者とみなされるべき者が含まれるよう拡大する必要

【建議2】課徴金の適用範囲及び算定基準について

他人名義口座の提供を受けるなどして不公正取引を行う悪質な事案が多く発生しており、なかには提供先の不公正取引を認識した上で口座提供をしている課徴金対象とならない協力者も存在する。また、継続的に株式の買い集めを行う投資者による大量保有報告書の不提出など、想定される利得額と比較して現行の課徴金額の水準が抑止効果としては不十分とみられるものがある。さらに、従来の方法では課徴金の算定が困難になりうる新しい形態である高速取引行為による不公正取引事案が認められている。

⇒　実効的な抑止力を発揮するための課徴金水準の引上げ及び対象の拡大、新しい取引形態に対応した算定方法の見直しなどの適切な措置を講ずる必要

【建議3】効果的・効率的な検査・調査の実施のための措置について

○ 建議2を踏まえ課徴金水準の引上げ等が図られることと併せて、検査・調査においても、より一層、実効性・効率性を高めていくことが重要となってくる。

⇒　対象者の自発的な協力を促すよう減算制度の拡大などの適切な措置を講ずる必要

○ 証券監視委の検査対象となる金商業者・上場企業等の多様化や当局間の国際協力の進展がみられる。

⇒　国内事業者等を対象とする検査及び外国当局に対する調査協力に関して、出頭命令の権限を追加するなどとともに、証券監督者国際機構（IOSCO）の強化された多国間情報交換枠組み（EMMoU）への早期署名に向けた取組みを行うといった適切な措置を講ずる必要

○ 金融商品取引業の無登録業と偽計、相場操縦等の不公正取引との複合型と疑われる事案等に適切に対応する必要がある。

⇒　無登録業を行う者に対する犯則調査権限を創設するなどの適切な措置を講ずる必要

Ⅴ　参考事例・計表

2. 証券取引等監視委員会の活動実績 ①

取引審査実施件数(※)

単位：件数

区分＼年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
合　計	965	969	1,065	1,183	982
価格形成	60	43	29	26	17
インサイダー取引	900	922	1,024	1,147	957
その他（偽計等）	5	4	12	10	8
（参考）実施主体別					
証券監視委	429	377	448	478	343
財務局等	536	592	617	705	639

情報の受付状況

単位：件数

区分＼年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
受　付　件　数	6,300	6,324	6,713	7,786	7,349
受付件数別					
インターネット	4,529	4,630	5,127	5,964	5,991
電話	1,328	1,279	1,087	1,312	986
文書	385	386	392	482	361
来訪	11	12	11	8	5
財務局等から回付	47	17	96	20	6
内容別					
個別銘柄	4,703	4,927	5,061	5,932	5,555
発行体	270	261	250	310	793
金融商品取引業者の営業姿勢等	408	358	563	580	371
その他（意見・要望）	919	778	839	964	630

（※）　証券会社や金融商品取引所等から入手した注文データ等を分析し、不公正取引の疑いのある取引等かどうかを審査した件数

Ⅴ　参考事例・計表

2. 証券取引等監視委員会の活動実績 ②

勧告・告発等件数

区分＼年度	平成4～令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	合計
勧　告	1,131	29	20	26	33	38	1,277
証券検査結果等に基づく勧告（※1）	584	5	2	5	8	9	613
課徴金納付命令勧告（※2）	543	24	17	21	25	28	658
開示書類の虚偽記載等	117	10	5	7	8	14	161
風説の流布・偽計	5	0	0	0	1	1	7
相場操縦	85	6	6	6	3	1	107
インサイダー取引	336	8	6	8	13	12	383
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	4	0	1	0	0	1	6
犯則事件の告発	203	2	8	8	4	7	232
開示書類の虚偽記載等	45	0	0	0	1	0	46
風説の流布・偽計	28	0	2	0	1	0	31
相場操縦	31	1	1	1	1	0	35
インサイダー取引	87	1	5	7	1	7	108
その他	12	0	0	0	0	0	12
適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表	88	0	0	1	0	2	91
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て	25	1	1	2	1	1	31
建　議	26	0	0	1	0	0	27

※1 金商法改正（平成28年3月施行）に伴い、平成28年度以降は、適格機関投資家等特例業務届出者等に対しても勧告を実施
※2 課徴金納付命令勧告（風説の流布・偽計、相場操縦、インサイダー取引）については、命令対象者ベース

Ⅴ　参考事例・計表

3. 証券検査における対象業者数の推移

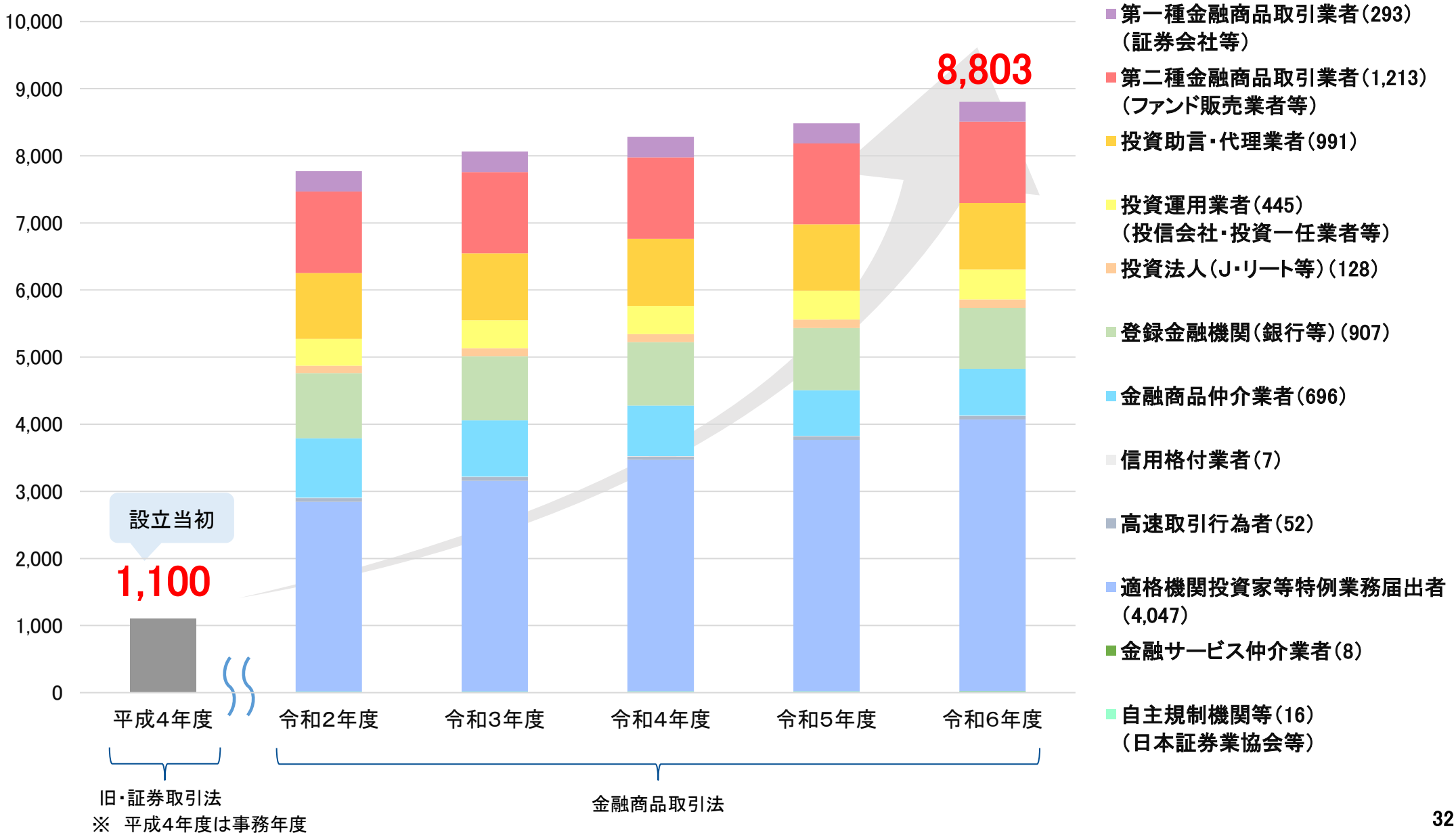

Ⅴ　参考事例・計表

4. 国際的な取組み

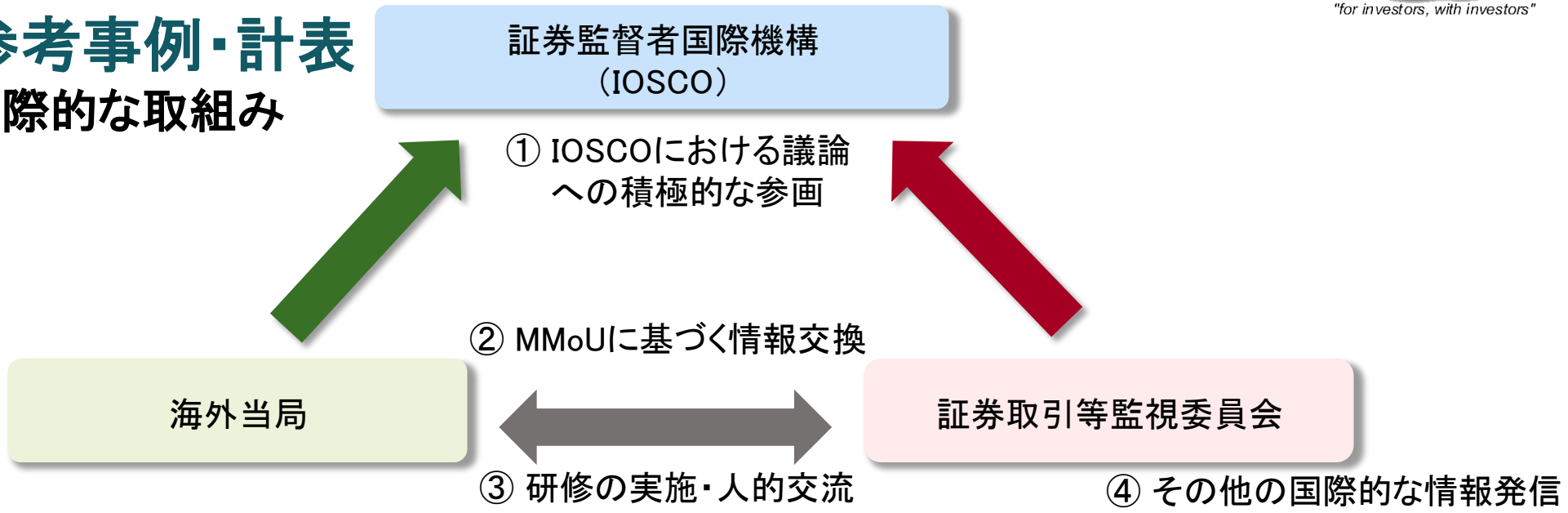

① IOSCOにおける議論への積極的な参画
各国の証券当局のトップ等が集まるIOSCO年次総会が、令和7年5月にカタール（ドーハ）で開催され、証券規制の現状や課題について議論及び意見交換を行った。また、証券監視委は、IOSCO代表理事会の下に設置されている第4委員会（法執行及び情報交換）等のメンバーとなっており、令和6年度の主な取組みとして、令和7年3月に同委員会等の会合を東京で主催し、証券当局間の更なる連携強化に貢献した。本会合では、金融商品に係るオンライン上の不正勧誘行為等への対応や証券当局間の情報交換の更なる推進等について、日本を含む多くの参加者が活発な議論及び意見交換を行った。
② MMoUに基づく情報交換
これまでも海外当局との間では、多国間情報交換覚書(MMoU)に基づき情報交換を行ってきており、令和6年度には79件の情報を海外当局から受領し、クロスボーダー取引による違反行為について、積極的に調査等を実施した（P.12参照）。また、調査等の過程で判明した事項について、必要に応じ、海外当局に対し、MMoUに基づく自発的情報提供も行っている。
③ 研修の実施・人的交流
外部団体等のプログラムに協力する形で、新興市場国の当局職員等に対し、我が国における市場監視や不公正取引の調査等に関する研修講座を継続的に提供してきた。令和6年度は、日本証券業協会主催のアジア証券人フォーラム（ASF）東京ラウンドテーブルにおいて講義を行ったほか、国際協力機構（JICA）のベトナム株式市場の技術協力プロジェクトを支援した。加えて海外当局における監視や調査・検査手法の把握・分析等のため、これまで職員を継続的に派遣しており、当局間の連携強化や、グローバルな市場監視へ貢献している。
④ その他の国際的な情報発信
我が国の市場の公平性・透明性・投資者保護に資する基盤となる証券監視委の活動について、海外の当局、投資者、金融機関等に向けた情報発信にも取り組んでおり、令和6年度は国際銀行協会（IBA）等において講演を行った。

"for investors, with investors"

Ⅵ　証券取引等監視委員会ウェブサイト・公表物のご案内

証券監視委ウェブサイトでは、報道発表資料のほか、各種事例集や「市場へのメッセージ」等を掲載
【URL】https://www.fsa.go.jp/sesc/

証券監視委X(旧Twitter)アカウント

𝕏@SESC_JAPAN

※　当アカウントは、情報をお寄せいただく窓口ではございません。
当委員会あてに情報をお寄せいただく場合には、裏表紙記載の情報提供窓口をご利用ください。

各種事例集

課徴金納付命令の勧告等を行った事例や、
証券モニタリングに係る取組みを通じて把握した問題点等を紹介

・課徴金事例集（不公正取引編）、開示検査事例集：
【URL】https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.html

・証券モニタリング概要・事例集：
【URL】https://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shitekijirei.html

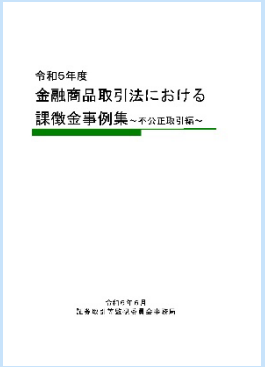

課徴金事例集（不公正取引編）

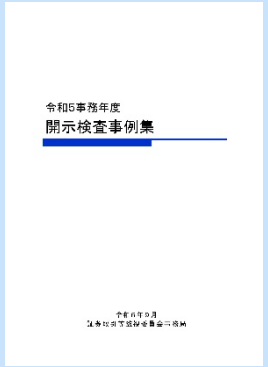

開示検査事例集

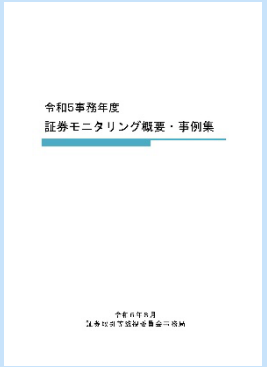

証券モニタリング概要・事例集

証券モニタリング基本方針

金融商品取引業者等に対するモニタリングの
基本的な取組方針及び主な検証事項をまとめたもの
【URL】https://www.fsa.go.jp/sesc/houshin/index.html

証券監視委の活動状況（年報）

証券監視委の１年間の活動状況を取りまとめたもの
（金融庁設置法第22条の規定に基づき毎年公表）
【URL】https://www.fsa.go.jp/sesc/reports/reports.html

市場へのメッセージ

最近の勧告・告発案件等について、
意義・特徴や発生原因、市場関係者や
投資者の皆様へのメッセージ等を盛り込んで紹介

・市場へのメッセージ：月１回程度更新
【URL】https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.html

証券取引等監視委員会　情報提供窓口

https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

SESC　情報提供　検索

＜電話・FAXによる情報提供先＞

直通電話：0570-00-3581（一部のIP電話等からは03-3581-9909)におかけください。

ＦＡＸ【高齢者・障がい者専用】：03-3506-6699（「証券取引等監視委員会 情報提供窓口」と明記して下さい。）

◆ 証券監視委では、**「粉飾決算（架空売上・架空利益の計上等）」、「投資者保護上の問題（著しい高利回りを明示する金融商品等）」、「市場における不正取引（インサイダー取引、相場操縦等）」などの情報**を幅広く受け付けています。

粉飾決算	投資詐欺	金融商品の不適切な勧誘	インサイダー取引	相場操縦	風説の流布

◆ このような情報をお持ちの方は、是非、インターネット（証券監視委ウェブサイト）、電話及び郵送などの方法により、情報をお寄せください。

※ ご質問、ご相談につきましては対応しかねますので、ご了承ください。

※ 提供者本人のお名前などの個人情報や情報内容が、外部に漏洩することがないよう、セキュリティーには万全を期しております。（匿名での情報提供も可能です）

＜郵送による情報提供先＞

〒100-8922

東京都千代田区霞が関3丁目2番1号　中央合同庁舎第7号館（霞ヶ関コモンゲート西館）

証券取引等監視委員会事務局　市場分析審査課　情報処理係